

岩手県告示第706号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定番号	種 類	名称等	発行所名	指定理由
20-26	コミック	職業・殺し屋。 CASE. 7	白泉社	著しく青少年の性的感情を刺激し、粗 暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し 、若しくは助長し、又は犯罪若しくは 自殺を誘発し、若しくは助長し、その 健全な成長を阻害するおそれがある。
20-27	〃	職業・殺し屋。 CASE. 8	〃	
20-28	〃	職業・殺し屋。 CASE. 9	〃	
20-29	〃	職業・殺し屋。 CASE. 10	〃	
20-30	〃	職業・殺し屋。 CASE. 11	〃	
20-31	〃	職業・殺し屋。 CASE. 12	〃	